

事前教示照会書の
品目別記載例及び提出資料
(原産地)

令和6年6月
東京税関業務部
総括原産地調査官

事前教示照会書の品目別記載例及び提出資料のご活用にあたって

文書による事前教示（原産地に関する照会）については、「事前教示に関する照会書（原産地照会用）（税関様式 C 第 1000 号-2）」（以下、「原産地に関する照会書」といいます。）

（注 1）を用いて税関に照会することとされています。

本冊子は、照会者の方々の利便と照会書の記載内容の正確性確保に資するための資料として、いくつかの品目について具体的な記載例を示したものです（注 2）。

事前教示照会に際しては、関税法基本通達 7-17 及び 7-18、[税関様式関係通達の II 記載要領及び留意事項](#)（原産地に関する照会書）を参照してください。

実際の輸入貨物は様々ですので、事前教示照会書の「照会貨物の説明」欄については、実際の貨物に応じて必要な事項を記載し、別添として資料を添付してください。本記載例の資料はあくまで一例のため、輸入貨物が原産品であることが示されていれば、記載例通りでなくても問題ありません。ご不明な点は各税関の（首席）原産地調査官へお問い合わせください。

なお、原産地に関する照会書と共に提出される輸入貨物が原産品であることを示す資料については、輸入貨物について情報を正確に把握できる者が資料を作成してください。原産品であることを示す資料について日本語以外で記載されている場合は、翻訳等をお願いする場合があります。

各税関（首席）原産地調査官のお問い合わせ先（電話番号）

- | | | | |
|--------|----------------|---------|-----------------|
| ・函館税関 | ： 0138-40-4255 | ・神戸税関 | ： 078-333-3097 |
| ・東京税関 | ： 03-3599-6527 | ・門司税関 | ： 050-3530-8369 |
| ・横浜税関 | ： 045-212-6174 | ・長崎税関 | ： 095-828-8801 |
| ・名古屋税関 | ： 052-654-4205 | ・沖縄地区税関 | ： 098-943-7830 |
| ・大阪税関 | ： 06-6576-3196 | | |

（注 1）Eメール事前教示の照会のうち、文書による照会に準じた取扱いへの切替えを希望する場合は、「インターネットによる事前教示照会書（原産地照会用）」（税関様式 C-第 1000 号-16）を使用してください。

（注 2）本冊子における記載例では、証明負担軽減の観点から、原産材料であっても品目別（原産地）規則を満たすものについては便宜、非原産材料として扱っています。

【本冊子の構成】

事前教示照会書の記載例

- ①完全生産品【EPA】：乾燥ひよこ豆
- ②原材料の一部を原産材料と認定【EPA】：冷凍マッシュポテト（ばれいしょ調製品）及び製菓原料（砂糖調製品）
- ③関税分類変更基準【EPA】：竹製ほうき、女子用ズボン、履物及びプラスチック製品
- ④付加価値基準【EPA】：ナッツ&フルーツバー（ナッツ、果実の混合調製品）
- ⑤加工工程基準【EPA】：エチレンの重合体
- ⑥累積【EPA】：複素環式化合物
- ⑦僅少【EPA】：アルミニウム製踏み台

提出資料に関する解説（※）

※提出資料に関する解説は、事前教示照会書の記載例に掲載している貨物の適用規則に関し必要な資料を説明したものになりますので、提出資料は個々の輸入貨物によって異なります。詳細は、事前教示を受ける予定の輸入貨物に適用する各協定の規則等をご確認ください。

【提出資料について】

輸入貨物が原産品であることを示す資料について

・資料の作成者について

産品に係る情報を正確に把握できる者が資料を作成してください。そのため、照会者自身が作成した資料ではなく、産品の製造者や産品の製造に使用された材料の製造者まで遡って根拠となる製造工程表や材料一覧等の詳細な資料の提出をお願いする場合があります。

・資料の日付について

入手した資料の日付が古い場合、記載されている情報が最新のものかを確認してください。

【不開示情報について】

不開示情報がある場合は以下の方法によりお知らせください。

- ・材料一覧表や製造工程表の不開示情報部分に下線を引く
- ・事前教示照会書中、「照会貨物の説明」欄に記載する
- ・不開示情報について別紙で記載する

なお、上記は例示であり、それ以外の方法でお知らせいただいても差し支えありません。

以下は、参考となります。

【原産地規則について】

原産地規則とは、貨物の原産地（＝物品の「国籍」）を決定するためのルールのことです。

関税政策等には、その適用・不適用が物品の原産地に依存する場合があります。原産地規則を用いて原産地を決定することが必要になります。

詳しい内容は以下リンク先をご覧ください。

原産地規則の概要：<https://www.customs.go.jp/roo/origin/gaiyou.pdf>

EPA原産地規則の初歩：https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa_shoho.pdf